

6-4 産業（中分類）別付加価値額の推移

【工業統計調査・経済センサスー活動調査・経済構造実態調査（製造業事業所調査）】

（基準日：各年6月1日、単位：万円）

産 業 分 類 （中）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
【 総 数 】	10,874,401	11,235,244	12,096,027	14,304,267	14,686,469
9 食 料 品 製 造 業	1,115,081	1,172,511	1,435,635	1,355,671	1,397,384
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	314,766	290,877	476,567	651,654	502,872
11 織 維 工 業	338,048	327,124	338,479	415,021	314,621
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 （ 家 具 を 除 く ）	99,037	100,894	103,508	94,287	159,133
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	281,311	278,329	290,692	338,232	287,837
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	113,724	96,053	75,389	75,084	90,476
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	401,784	400,249	563,985	392,723	409,065
16 化 学 工 業	X	X	1,566,799	1,798,332	1,873,497
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	X	X	X	X	X
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	403,233	348,754	268,996	307,138	295,655
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	X	X	1,998,409	3,334,028	3,787,260
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	X	X	X	X	X
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	239,874	259,905	298,149	322,466	283,815
22 鉄 鋼 業	X	X	116,439	133,142	116,179
23 非 鉄 金 属 製 造 業	X	X	135,612	140,227	166,533
24 金 属 製 品 製 造 業	963,436	1,010,667	1,076,556	1,286,832	1,357,138
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	117,361	163,397	133,484	110,811	90,863
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	1,509,671	1,508,456	1,396,239	1,486,587	1,847,655
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	X	X	X	X	X
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	X	X	X	X	X
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	276,704	257,646	281,664	278,567	253,424
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	X	X
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	976,649	881,103	1,402,843	1,637,549	1,348,419
32 そ の 他 の 製 造 業	61,646	85,859	80,531	77,783	58,614

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」(R1, R2)、「経済センサスー活動調査」(R3)、「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」(R4, R5)
福岡県「福岡県の工業 工業統計調査結果表」

※工業統計調査における「付加価値額」及び「粗付加価値額」とは、以下のとおりである。

・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

ただし、従業者29人以下の事業所については、粗付加価値額で集計した。

・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等

※経済センサスー活動調査、経済構造実態調査(製造業事業所調査)における製造業の「付加価値額」及び「粗付加価値額」とは、以下のとおりである（経済センサスー活動調査においては個人経営調査票による調査分を含まない）。

・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2））－原材料使用額等－減価償却額

・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2））－原材料使用額等

※1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

※この表における「X」は、事業所数が1又は2の項目に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿（ひとく）した箇所である。また、事業所数が3以上の項目に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は秘匿している。